

	コンプライアンスの基本方針	公益財団法人東洋食品研究所
--	---------------	---------------

(目的)

第1条 公益財団法人東洋食品研究所（以下「当法人」という）は、代表理事のリーダーシップの下、各事業の業務の適切性と財務の健全性を確保し、公益財団法人としての使命を果たす為、次の通り運営指針を策定する。

(コンプライアンス・法令等の遵守)

第2条 全ての役員及び職員(以下「役職員」という)は、法令、条例及び当法人が策定した諸規程等を遵守する。また、「コンプライアンス規定」を新たに策定し、役職員及び当法人の業務に携わる全ての者に対し、教育や情報発信を通じ法令等に対する理解を深め、本方針を周知する。

(リスク管理)

第3条 当法人の損失の最小化を図り、リスクの防止の為、財務リスクと情報管理を徹底していく。財務リスクに関しては、専門機関の情報等を参考に、監査法人、監事と綿密に連携を取り、事故等の未然防止に取り組んでいく。また、情報管理については、個人情報保護法等遵守の徹底と、守秘義務のある研究成果の情報管理について徹底していく。

(取引の適正化、財務の健全化)

第4条 購買・発注業務の適正化を更に推進し、健全な購買活動、経理業務を図ると共に、公益事業の安定化に向け適正な予算執行と管理、支払業務その他の適正化を図る。

(反社会的勢力への対応方針)

第5条 当法人は、反社会的勢力等の不当な要求等に対しては、警察や弁護士等と連携を取りながら、毅然とした姿勢で臨んでいく。

(苦情処理・各種問合せの体制)

第6条 苦情処理や各種問合せについては、窓口を総務部と定め、寄せられた意見等の対応と共に管理を行う。

(改廃)

第7条 この方針の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この基本方針は、平成27年2月20日から適用する。

改定 平成31年2月18日(当研究所→当法人)

改定 2021年11月8日(様式・文言統一)